

資料5

寄宿舎の役割と
在り方について

青森県教育庁学校教育課

寄宿舎の設置根拠と役割

○寄宿舎の設置根拠（学校教育法第78条）

特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

※寄宿舎を設けないことができる「特別の事情」とは、就学者が自宅から通学可能な範囲内にのみ居住する場合とか、医療機関とか児童福祉施設に併設する学校で、就学者が医療機関又は児童養護施設の入所者に限定されている場合である。

（出典）鈴木勲 編著（2022）『逐条学校教育法第9次改訂版』P694

○寄宿舎の役割

通学の保障

遠隔地や交通の不便な場所からでも学校に通える環境をつくる。

生活習慣と 社会性の育成

卒業後を見据え、食事、入浴、服装などの基本的な生活習慣や集団生活を通じたコミュニケーション能力等の社会性の獲得・向上を目指す。

寄宿舎設置状況と利用児童生徒数（本県）

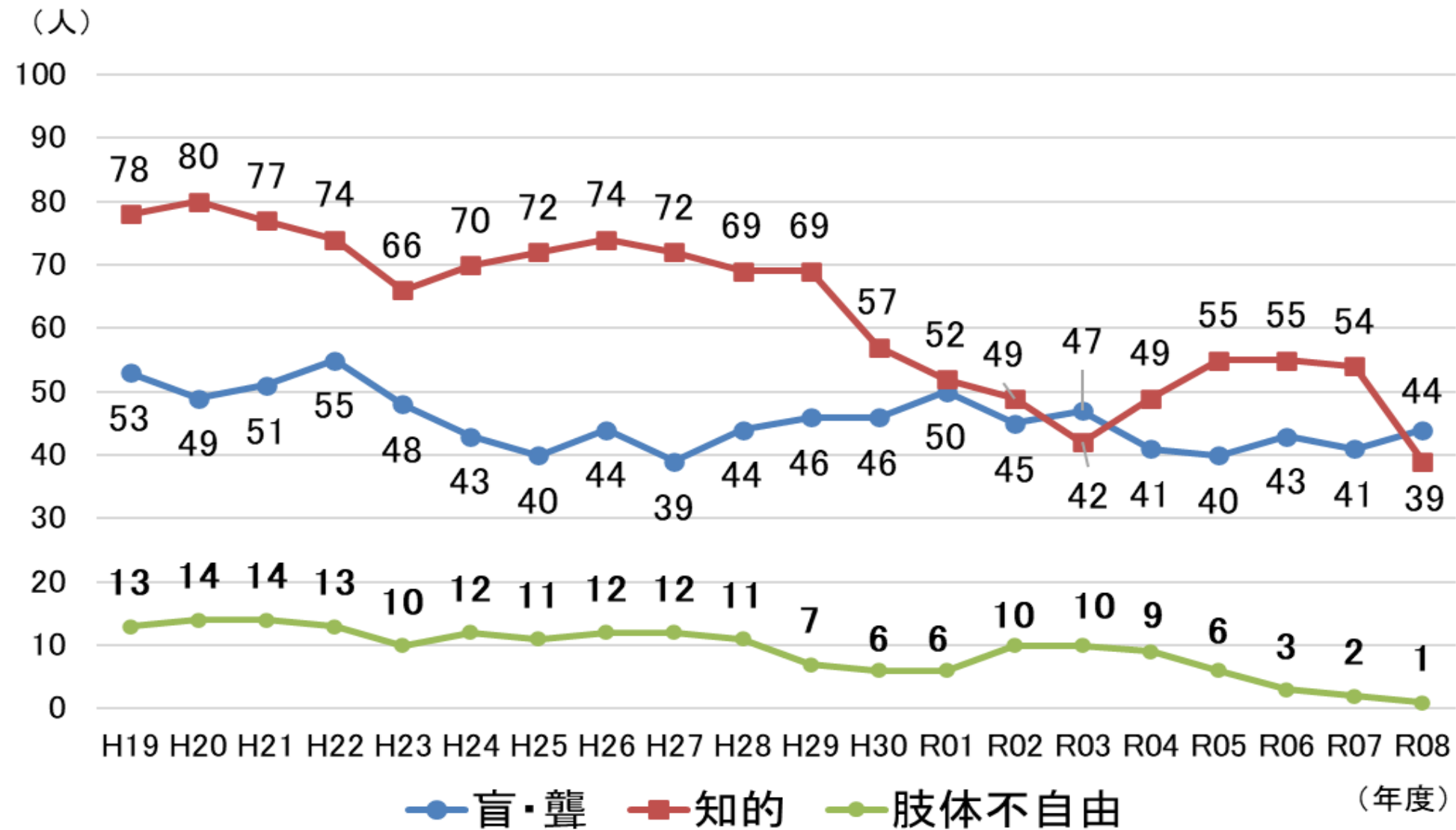
本県の県立特別支援学校における寄宿舎設置状況等

令和8年5月1日現在

学校名	障がい種	入舎児童生徒数
県立盲学校	視覚	7人
県立八戸盲学校		5人
県立青森聾学校	聴覚	10人
県立弘前聾学校		4人
県立八戸聾学校		18人
県立青森第一高等養護学校	知肢併置	1人
県立青森第二高等養護学校	知的	39人
合計		84人

寄宿舎利用児童生徒の推移

盲・聾学校及び肢体不自由児童生徒の減少により寄宿舎利用生も減少



他県及び国の動き

◆他県の廃止事例

- ・ 栃木県（令和 7 年 3 月廃止）：栃木特別支援学校（知的）、那須特別支援学校（知的）

◆特別支援学校施設整備指針（文部科学省 令和 4 年 6 月改訂）

(9) 寄宿舎生活の分析とその条件設定

利用する幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性，利用人数等に応じ，学習・生活の実態，日常生活自立への指導，管理体制，防災体制等について具体的に検討し，必要とする施設機能を設定することが重要である。また，通学が困難な幼児児童生徒のために設置するという観点に加えて，自立と社会参加に向けた日常生活の指導を行う観点から施設機能を設定することも有効である。

※下線部は、令和 4 年 6 月改訂から追加された部分である。

通学困難の観点だけではなく、自立及び社会参加の観点と合わせて総合的に考える必要がある。

他県の取組事例（ワンルームタイプ等の学習）

①宮城県（宮城県立支援学校岩沼高等学園）【知的】

○施設概要

- ・生活訓練棟としてワンルームが5部屋あり。

○学習内容

- 生活体験学習：1年生全員（6～7月（1泊2日）、10月～2月実施（3泊4日）
- 自立生活訓練：2・3年生（必要に応じて1～2週間）
- 一人暮らしを体験する、予算に応じた買い物をする等を目標に取り組む。

②茨城県（茨城県立水戸高等支援学校）【知的】

○学習内容

- アパートタイム：初日に買い物へ行き、1週間自炊を行う。身の回りのことは、自分で行う。
- グループホームタイム：食事以外の身の回りのことを自分で行う。
自分で予定を立て、時間の使い方を学習する。